

「土地建物等有償譲渡の届出」について

都市計画法第 67 条第 1 項に基づき、都市計画事業地（練馬区が事業認可を得て都市計画道路の整備を行っている区域）内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、土地建物等の予定対価の額および譲り渡そうとする相手方を書面で練馬区に届け出なければなりません。

◇提出書類（1 部）

1. 土地建物等有償譲渡届出書
2. 当該土地建物等の案内図
3. 当該土地の公図の写し
4. 土地および建物の登記事項証明書
5. 委任状（本人以外の方が届出をする場合）

◇提出先

土木部 計画課 道路整備担当係（本庁舎 13 階）
メールでの提出も可能です。

【担当】土木部 計画課 道路整備担当係（本庁舎 13 階）

電話番号：03-5984-1603（直通）

メールアドレス：D-KEIKAKU11@city.nerima.tokyo.jp